

## (宮城地域) 製紙用間伐材チップ安定供給体制整備事業 報告要旨

### (宮城地域) 製紙用間伐材チップ安定供給体制整備事業 検討委員会

#### 1. はじめに

平成21年度の国の予算においてこのような製紙用チップにかかわる川上から川下まで集まって話し合いを行う機会を与えて頂きましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

今回のテーマである製紙用チップを巡る状況は、皆様すでにご存じのとおり、この事業の開始前と開始後では、製紙用チップ需要の大幅な減少となり、厳しく先の見えにくい状況になっています。

#### 2. 参加団体及び検討委員について、

検討委員会は、次の6団体から、9名の検討委員で構成されております。

- |                   |       |                   |             |
|-------------------|-------|-------------------|-------------|
| ① 宮城県森林組合連合会      | から    | 三澤 正義             | 副参事         |
| ② 宮城県森林整備事業協同組合   |       | 奥津 文男             | 副理事長        |
| ③ 宮城県木材チップ工業会     |       | 笹森 篤              | 会長 (検討委 会長) |
|                   |       | 亀山 征弘             | 副会長、        |
|                   |       | 中鉢 米孝             | 副会長、        |
|                   |       | 永井 政雄             | 副会長         |
| ④ 東北木友会           | 山田 勝利 | 事務局長 (検討委 監事)     |             |
| ⑤ 日本製紙木材(株)東北支店   | 藤田 貞章 | 原材料部長             |             |
| ⑥ 日本製紙(株)石巻工場原材料部 | 大内 俊博 | 原材料部長代理 (検討委 副会長) |             |

委員会参加団体の概況は、

- ・宮城県森林組合連合会は、県下に16の森林組合と、6カ所の木材センターを有しております。
- ・宮城県森林整備事業協同組合は育林業、素材生産業等を行う事業者の組合であり、組合員数は19社です。
- ・宮城県木材チップ工業会は、県内の専業及び兼業の木材チップ生産者の任意

団体です。会員数は35社（39工場）で県内チップ業者のほとんどが会員です。

- ・東北木友会は、東北地区で日本製紙（株）関連の石巻、岩沼、秋田工場へ木材チップを納入する専門チップ会社の任意団体です。
- ・日本製紙木材（株）東北支店は、日本製紙（株）の子会社です。商材活動の他に、日本製紙（株）石巻工場原材料部の使用計画に基づき、日本製紙（株）の東北地区所在の秋田、石巻、岩沼の各工場に木質原材料及びバイオマス燃料を集荷・供給しております。
- ・日本製紙（株）石巻工場原材料部は、日本製紙グループの東北地区3工場（秋田、石巻、岩沼）の紙生産計画に基づき、原材料の使用・受入計画をたて、日本製紙木材（株）に集荷を委託しています。

宮城県内の製紙工場としては、石巻工場は、臨海工場であり、製紙木質原料の国内材比率は約20%です。岩沼工場は、内陸にあり、ほぼ100%の国内材比率です。

### 3. 推進委員会の経過

全チ連の公募開始に前後して、チップ工業会役員で応募のための話合いを持ち、公募開始時に再度、確認をし、応募致しました。

7月2日付けで、事業採択の認定を得ましたので、関係団体に参加と検討委員選任の呼びかけを行い、8月3日に参加団体の代表者にも入っていただき、発足会と第一回の検討委員会を開催致しました。

その後、10月21日に第2回検討委員会を、

- ・10月29日には、公募審査委員による指定地域現地調査を受け、
- ・11月18日に第3回検討委員会を、
- ・2月8日に第4回を検討委員会を、
- ・そして、2月23日には、来賓（県、森林管理署、県木材協同組合）にも入っていただき、参加団体の代表者も加わり、宮城地域の報告会・意見交換会を開催致しました。

### 4. 検討結果

#### (1) 現状把握

##### ① 間伐量の増加

この事業の趣旨にあるとおり、国策として、間伐が推進されることから、今後チップ材の出材増が見込まれております。

## ② 製紙用チップ消費量の低迷

平成20年度はじめは比較的順調でありましたが、20年度後半から平成21年度にかけて、製紙工場は大幅な減産となり、チップの使用量・集荷量は前年比、大きく減りました。特に針葉樹チップの落ち込みが大きい状況です。

## ③ チップ工場設備の老朽化

平成20年の全チ連の報告書にもありますように、設備の老朽化が進んでおります。

宮城県内チップ工場設備は、ほぼ全てが昭和の時代に設置されたもので、既に老朽化が進んでおり、チップ会社、各社修理をかさね、維持しております。

そして、この生産減少の中、設備更新すべきかどうか、如何にすべきか、いつも苦慮して状況です。

## (2) マスタープラン（実施計画）の作成

この安定供給整備事業の結論としては、次のとおり計画いたしました。

### イ) 数量計画（概数）

現在の変動の中、事業計画で求められている5年間の数量計画を立てることは難しいことでした。そのため、少なくとも平成20年度の数量を超えることを目指そうという方針で進むことに致しました。

地域の原木切削チップの平成20年度概算数量（現状）は、  
合計 98,000 m<sup>3</sup>、内 間伐材 23,000m<sup>3</sup>、間伐材比率 24%、内 原木安定取引協定分 ゼロ m<sup>3</sup>

これを、第5年度（平成25年度）には、  
合計 102,000m<sup>3</sup>、内 間伐材 45,000m<sup>3</sup>、間伐材比率 44%、内 原木安定取引協定分 30,000m<sup>3</sup> を見込む計画です。

### ロ) 間伐材チップの安定供給体制のスキーム

今の状況で5年先を見通すことは難しいのですが、基本的なことは合意可能であり、基本協定を結び、実行については、年度毎に覚書を交わ

し、原木・チップの売買については、参加者が個々に行うこととする。

① 基本協定の締結

○基本方針・環境対策（間伐材等未利用材の活用等）  
・情報交換の定期的な実行 等

○期 間 ・ 5年間

② 覚書の締結（期間 1年間）

数量については、毎年度、話し合いを行い、より実行可能な数値計画を立て、覚書とする。

③ 個別契約

個別の契約については、今までどおり、各会員・各組合員及び組合が行うこととする。

5. おわりに

林業・林産業に公的な助成が広く行われておりますが、新規事業また大型設備更新等現状に比し大幅生産増となることが求められており、現状、増産の見込めない既存のチップ業界にとりまして、更新・修繕には利用しづらい状況です。

今回、このような機会が与えられ、チップ業に関する川上から川下の団体・会社まで集まり話し合いが出来たことは有意義でありました。今後とも是非継続し、安定したチップ生産に努めたいとの強い意思疎通ができたと思われま